

国際理解教育/開発教育 学習指導（活動）案

【実践者】


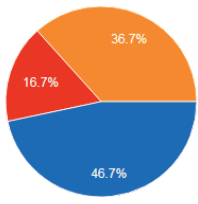

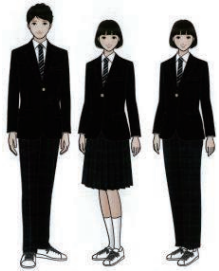

授業者氏名	末村 和也	学校名	山口市立小郡中学校
教科（科目）・領域	社会科・公民的分野	対象学年（人数）	3年2組（34名）
実践年月日もしくは期間（時数）	令和5年9月末 ～ 10月上順（8時間）		



【実施概要】

1. 単元名（活動名）：これからの人権保障～子どもの権利をどう守っていくか～					
2. 実践する教科・領域： 社会科・公民的分野	3. 学習領域				
		1	2	3	4
	A 多文化社会	文化理解	文化交流	多文化共生	
	B グローバル社会	相互依存	情報化		
	C 地球的課題	人権	環境	平和	開発
D 未来への選択	歴史認識	市民意識	社会参加		
4. 単元の目標（評価規準を意識して設定）： 子どもの権利に関する社会的課題について考えることを通して、人権獲得の経緯や世界的な動向と関連づけて、人権保障の重要性やこれから先の人権保障の在り方について、自分の解釈をもつことができる。					
5. 単元の 評価規準	①知識及び技能	・子どもの権利に関する社会的な課題について、資料を適切に読み取り、それらが主張されてきた経緯や国際状況について理解することができる。			
	②思考力、判断力、表現力等	・2040年に主張されている人権について、人権獲得の経緯や世界的な動向と関連づけて考察し、自分の意見を書いたり、発表したりすることができる。			
	③学びに向かう力	・子どもの権利の社会的課題やこれからの人権保障について関心を深め、学習活動に意欲的に参加することができる。			
6. 単元設定の理由・単元の意義 (児童/生徒観、教材観、指導観)	<p>【単元設定の理由あるいは単元の意義】</p> <p>こども基本法の施行やこども家庭庁の発足が4月に行われ、「子どもの権利」の保障が社会的な課題の一つとして注目されている。また、中学生にとって自分たちの権利が、国内や国外でどのような状況にあるのかを知ることで、グローバルな視点からこれからの人権保障を考えることができるのではないかと考えられる。</p> <p>本実践は、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編」公民的分野における内容項目C「私たちと政治」の「(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の部分にあたる。本単元は、一見すると日本の憲法について学習する単元と捉えられがちである。しかし、このような単元においてもグローバルな視点での国際比較をし、日本国憲法の特色をより明らかにしていくことこそ、国際理解教育を推進していく上で重要だと考える。</p> <p>また、本単元は「子どもの権利」を、戦後獲得されてきた新しい基本的人権の一つと捉え、あくまでも基本的人権の学習の一端として位置づけている。例えば、本時に取り上げるLGBTQの問題は、今日的な「新しい平等権」という概念に立って学習する。本単元の後には、人権や国民の生活を守るために必要なものとして、国民主権や平和主義、公共の福祉などについて学習する単元を想定しており、本単元の第8時は次の単元への「つなぎ」としての役割を担っている。</p> <p>【児童/生徒観】</p> <p>第3学年の生徒は、これまでの小学校での学習や中学校での地理的分野・歴史的分野の学習を通して、人権の歴史や種類について具体的な内容については知識が少ないものの、聞いたこ</p>				

<p>とはあると考えられる。しかし、それらの知識は「過去に獲得されたもの」としての認識が強く、基本的人権が現代においても常に時代状況や国際状況の中で「動いているもの」としての認識は乏しいと思われる。</p> <p>【教材観】</p> <p>本単元では「子どもの権利」という、中学生にとって「当事者」として関わりの深い権利を扱い、日頃の実生活と関連の深い事象について考察しながら、人権獲得の過程を理解させたい。中学生に関わらず、社会全体としても、子どもは「保護の対象」であり、「権利の主体」としてあまり認識が広まっていない。体罰や制服の在り方といった社会問題は、子どもの権利獲得が日本や世界でも後発的な課題であることを示唆している。</p> <p>【指導観】</p> <p>本単元は、子どもの権利に関する社会的課題を題材にしながら、人権獲得の過程を見つけていくことを目標にしている。そこで、単元のはじめの第1時・2時では、子どもの権利を歴史的過程の中で考えていくことを念頭に置く。それにより、人権というものが社会的に弱い立場にある人を守るため、歴史的に獲得されてきたものであることを理解させたい。また、第3時から第5時までは、子どもの権利に関する具体的な問題を取り上げ、子どもの権利を世界的な状況と比較しながら理解させる。終末の第6時では、それまでの単元の学習を踏まえ、基本的人権の将来的な予測をさせることで、現代社会に対する生徒の認識を抽出する。</p>			
7. 単元計画 (全8時間)			
時	ねらい	学習活動	資料など
1	「子どもの権利」に関する条約はできたのに、大人や高齢者の権利に関する条約がない理由を考察することを通して、「子どもの権利」という考えが出てきた背景について疑問をもつことができる。	<p>①動画を視聴し、子どもの権利条約の基本的な情報を確認する。</p> <p>②「子どもの権利」に関する条約ができたのに、「大人の権利」や「高齢者の権利」に関する条約がないのはなぜか考える。</p> <p>③世界で「子どもの権利」という考えが出てきた理由について、資料を参考に疑問点を挙げ、発表する。</p> <p>【想定される疑問例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大人の権利はいつからあるのか ユニセフはどんな取組をしているのか 子どもの権利条約を日本は守っているのか 子どもの権利を守れていない国はどこか 	<ul style="list-style-type: none"> ・FREE THE CHILDRENの子どもの権利に関する動画を視聴する(約2分) ・子どもの権利条約の主な内容(ユニセフ資料) ・子どもの権利に関する年表
2	「大人の権利(人権)」や「高齢者の権利」が言われるようになった時期や推移について考えることを通して、「子どもの権利」が国際的に言われるようになった経緯について理解することができる。	<p>①子どもの権利条約について動画で復習し、前時に表出した疑問点について確認する。</p> <p>②「大人の権利」や「高齢者の権利」はいつ頃から言われるようになったのか、大まかな時代区分をまとめる。</p> <p>③「子どもの権利条約」が1989年という時期に結ばれた理由について考える。</p> <p>※冷戦構造の変化など、世界情勢の変化と関連づけて理解させる。</p> <p>④「人権」は誰のために生まれたのかを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK for school「子どもの権利条約」に関する動画 ・公民の教科書「人権思想と憲法の歴史」 ・ワークシート

3	日本の識字率が100%ではない理由を考察することを通して、教育格差が生み出す貧困が子どもの「生命、生存および発達に対する権利」の保障に大きく影響していることを、国際比較と関連づけて理解することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ①「子どもの権利条約」の4つの原則について知り、どの原則から考えていくのかを決める。 ②日本の識字率が100%でないのはなぜかを考える。 ③文字が読めないことで、どのような困難さが出るか考える。 ④南スーダンやアフガニスタンで識字率が低い理由を考える。 ⑤識字率を上げていくための対策を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約 第6条 生きる権利・育つ権利 ・子どもの権利条約 第28条 教育を受ける権利
4	体罰が良くないと言われるようになってきた理由を考えることを通して、子どもの生命、生存および発達に対する権利を守っていくために必要なことについて自分の考えをもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ①体罰の規定について知る。 ②「体罰は良くない」と言われるようになってきた理由を考える。 ③「必要に応じて体罰を使うべき」といった意見について、どう考えるか。その線引きについて検討する。 ④日本が体罰については世界で後発であることを資料で確認する。 ⑤体罰をなくし、子どもの身体的発達を守っていくために必要なことを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰と懲戒について(文科省資料) ・アニメ「巨人の星」やドラマ「スクール・ウォーズ」の一場面
5 本時	テーマ ジェンダー平等のために学校制服がどうあるべきかを考えることを通して、性のちがいによる差別をなくしていくために大切なことを、世界全体の傾向を踏まえて理解することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ①LGBTQの定義について知る。 ②性の多様性を踏まえたこれからの学校制服のあり方について考える。 ③世界の学校制服に関する資料を見て、学校制服については具体的な政策への対応が進んでいないことを確認する。 ④なぜ近年になってLGBTQの権利が取り上げられるようになってきたのか考える。 ⑤性のちがいによる差別をなくしていくために必要なことを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性的違和を感じる人にとっての学校制服に関する資料 ・世界各国の学校制服に関する資料 ・子どもの権利条約 第2条 差別の禁止、第12条意見表明権、第13条表現の自由
6	2040年に主張されている人権について考えることを通して、基本的人権が常に社会情勢や時代動向といった「動き」の中で獲得されてきたものであることを理解することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ①単元で学習してきた「子どもの権利」のこれまでの経緯について確認する。 ②「子どもの権利」が2040年にはどうなっているかを考える。 ③2040年には、どのような人権が主張されているかを予測し、レポートにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法

過程・時間	教師の働きかけ・発問および学習活動	指導上の留意点 (支援)	資料 (教材)
<p>導入 (5分)</p>	<p>1. LGBTQ の定義を知り、課題と出会う T「LGBTQ という言葉を聞いたことがありますか？」 →LGBTQ の定義について表で確認する。 T「LGBTQ の人が学校生活で不便に感じることは何だろうか？」 ・トイレが男女で分かれていること ・水泳の時に更衣室で着替える時に困る ・制服が選べないこと T「その他にも、更衣室の利用や修学旅行などの場面で困ることがあるようです」</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>めあて：性の多様性の問題について対策を考えよう</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージしやすいよう、イラストを交えながら LGBTQ の定義を確認する。 ・すべての人に可能性があり、関係のある問題であることを確認する。 ・本時のめあてを確認する。 	<p>・LGBTQ についてまとめた表</p> 
<p>展開 1 (25分)</p>	<p>2. 多様性を踏まえた学校制服のあり方を考える T「これは 2023 年度から仁保中学校が採用した制服です。小郡中の制服と比べて、違うところはありますか？」 ※1 ・女子もズボンを着用できる ・男女ともネクタイをつけている ・ブレザーが男女で同じものを着用している</p> <p>T「小郡中学校も、仁保中学校のような制服にした方が良いと思いますか？ Google Form のアンケートに答えてください。」 ※アンケートの項目 ①ブレザータイプの制服の方が良いと思うか ②服装のうち、どの程度、制服である必要があるか（上着のみ制服など） ③制服を着る頻度はどの程度が良いか ④制服の色はどのような色が良いと思うか →アンケートの結果を大まかに確認する</p> <p>T「アンケートの結果も踏まえて、性の多様性を踏まえた学校制服を提案してください」 ※3～4人のグループで、司会・発表・書記・時計の役割分担をして話し合いをする 【①制服のデザインに関する意見】 ・今と同じズボンとスカートの2タイプで好きに選べばよいと思う ・仁保中学校と同じブレザータイプにする ・男女共通の1種類の制服にする 【②どの程度を制服にするかに関する意見】 ・すべて制服でよいと思う ・上着のみ統一し、後は自由でよい ・好きに着て、私服でも良くする 【③制服を着る頻度に関する意見】 ・毎日、制服を着る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Google Form を使い、クラスの生徒の意見をグラフ化して提示する。 <p>ブレザータイプの制服の方が良いと思うか</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● そう思う ● 思わない ● わからない  <p>話し合い活動のようす</p>	<p>※1 仁保中学校の制服 (2023 年度～)</p>  <p>(株) KANKO より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利や多様性に関する年表、資料 (別紙参照) <p>アメリカの私服登校</p>  <p>(株) AKASHI S.U.C. より</p>

<p>展開2 (10分)</p> <p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自由に選べるようにする 【④制服の色に関する意見】 なるべく目立たない色にする 今と同じ紺色か黒 グレーか紺色が良い <p>T「制服のある国とない国ではどちらの方が多いのだろう？配付した資料の国の制服を見て、どのような印象を受けましたか？」</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシアは宗教によって制服の種類が違う →宗教の多様性に配慮した制服は見られるが、学校制服のジェンダー平等については具体的な政策が世界的に進んでいないことを確認する。 <p>3. 「性の多様性」に関する人権の動きについて考える。</p> <p>T「なぜ近年になってLGBTQの権利が取り上げられるようになってきたのだろう？」</p> <ul style="list-style-type: none"> 同性婚などの問題が起こってきたから。 性差の科学的な知見が広まったから。 男女平等の人権感覚が変わってきたから。 <p>5. 性的少数者の人々がより生きやすい社会にしていくために必要なことを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「女らしく」のような言葉を使わない 多様性を意識した環境に作りかえる 国際状況を意識して制度を見直していく 	<ul style="list-style-type: none"> 他の班の意見に質問がないか確認し、質問に応え合う。 外国の制服と比べて制服のあり方を考えるよう促す 年表資料を参照 子どもの権利条約の意見表明(12条)、表現の自由(13条)との関わりについて触れる 	<p>マレーシア(女子)の制服</p>  <p>(株) AKASHI S.U.C. より</p> <p>ケニア(男子)の制服</p>  <p>(株) AKASHI S.U.C. より</p>
<p>9. 評価規準に基づく本時の評価(評価方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等に関する日本や世界的な動きの中で、性の多様性の課題について理解することができる。(単元末課題) 性の多様性に関する社会的課題や子どもの権利(第2条:差別の禁止、第12条:意見表明、第13条:表現の自由)の観点から、学習課題について自分の考えを表現することができる。(ワークシート、意見交換、発表) 			
<p>10. 学習方法および外部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (株) KANKO や (株) 明石スクールユニフォームカンパニーから制服に関する資料を提供して頂いた。 「子どもの権利」を扱う本題材について、当事者である生徒のもっている人権意識・感覚を尊重し、自由な意見を求めた。大人の立場である教師は、必要な情報の提示や新たな視点からの問いを投げかけ、生徒の課題に対する解釈の形成におけるファシリテートに尽力した。また、Google Form やネームカードを用いて学習者の意見や立場を明確にすることや、グループ活動を仕組むことで多様な視点から学びが深まることを期待した。 			
<p>11. 学校内外で国際理解教育・授業実践を広める取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業実践については、校内研修の一環として行い、他の教職員にも参観をお願いした。また、山口県 JICA デスク 国際協力推進員の方にも参観して頂き、JICA 中国のホームページに実践内容を紹介して頂いた。 海外経験のある本校教職員を中心にチームをつくり、国際交流や留学等についての自己紹介文を昇降口に掲示し、生徒から質問や要望事項を募集した。質問内容については今後、掲示物を作成し、回答してい 			

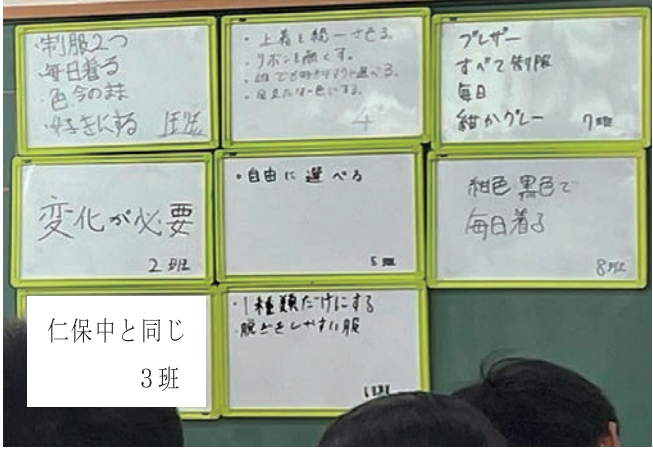
く。また、日本赤十字社主催の JRC 研修会に希望する生徒を参加させ、ルワンダでの日赤の活動や世界の気候変動の課題について学ばせ、全校集会で報告してもらった。

- ・道徳の題材「希望の義足」で、ルワンダ内戦で負傷した人々を支援するプロジェクトを立ち上げた日本人の活動を取り上げ、国際貢献や支援の在り方やその原動力について考える実践を行った。
- ・10月に行われた文化祭において、行ってみたい国のランキングや世界のキャラクターなどを調査し、英語で発表する企画を行い、教科横断的な学習活動を実践した。
- ・10月に生徒会執行部を中心にユニセフ活動募金を行い、38,678円の寄付を学校で行った。
- ・11月の人権講演会に、性の多様性に関する専門家である今田真樹氏を招き、ご講演を頂いた。

【自己評価】

12. 苦勞した点	<p>・性の多様性やグローバルな視点、学校制服のこれまでの経緯といった多様な視点から学校制服のあり方について考え、議論していきたくはあったが、グループから表出された意見には明確な根拠が見られなかった。性的少数者の制服に対する捉え方や、世界の学校制服に関する資料に目が向いている生徒が少なかったことが大きな理由ではないかと考えられる。</p>
13. 改善点	<p>・本時の実践については、導入部分をより簡潔にし、中盤から後半の展開をより深めるために時間を確保することが必要だと感じた。また、グループで議論した内容を発表する際や単元末のレポート課題を記述させる際には、意見の根拠を明確にすることや、資料の情報を確認することで学びを深めていきたい。</p>
14. 成果が出た点	<p>・本実践の単元末(第6時)に以下の課題について自由記述でレポートを書かせた。 【課題 「子どもの権利」は2040年にはどうなっていると思いますか。】 101名の生徒の記述のうち、特に注目されるものを選び出していくと次のようなものがある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>ア 子どもの権利条約には課題が多く、特に「意見の尊重」がもっと必要な権利だと考えた。約20年後の子どもの権利には、「参加する権利」が今よりも強く通用するものになり、世界規模でも法律やその周知が高まると予想する。</p> <p>イ 子どもの権利条約の中に「38条 戦争からの保護」があるにも関わらず、多くの子どもたちが戦争に巻き込まれ、苦しみながら生活している。これからは「子供の安全・保護」に関する権利がより身近なものになっていくと思う。</p> <p>ウ 子ども代表みたいなのができて、子どもも政治に何人か参加して話し合いができるようになっていくと思う。</p> <p>エ 昨年「こども基本法」ができ、現在「こどもの権利」が注目を浴びつつあるので、2040年にはもっと子供の権利が尊重されるようになると思う。</p> <p>オ あまり変わってないと思う。理由は、子供の権利条約ができて30年近く経ち、やっとかども基本法やこども家庭庁ができたから。</p> </div> <p>ア～オの意見は、以下の3つの視点から捉えた意見に分類できる。 アの意見は、子どもの権利条約の内容を踏まえて、現在の社会の実態を主観的に捉え、より良い方向への改善を期待しているものである。子どもの権利を保持する当事者の立場から思考したものと考えられる。</p>

	<p>イやウは、世界的な視野から子どもの実態を捉えた意見である。イは授業の学習内容だけでなく、ウクライナやパレスチナ問題といった時事について、ニュース等の情報をもとに考えていると想像できる。また、ウは授業内で紹介したフィンランドを例に、政治への子どもの参画が日本より多い国があることを踏まえて考えた意見だと考えられる。このように自国だけでなく、外国の実態と比較しグローバルな視点から物事を捉えていくことは、国際理解教育や異文化理解において、重要な視点だと考える。</p> <p>エやオは、子どもの権利に関するこれまでの経緯を踏まえた意見である。エは、近年の子どもの権利に関する動向を肯定的に捉え、より良くなることへの期待を記述している。一方、オのように、日本が子どもの権利条約を批准（1994年）してから今日のこども基本法施行（2023年）までの過程を、時間がかかり過ぎていると批判的に捉えた意見も見られた。</p> <p>以上のことから、社会科公民的分野における基本的人権の学習において、大きく3つの視点が重要となることが分かった。1つ目は、権利をもつ当事者の立場から、自身の経験や既存の知識をもとに主観的に考える視点。2つ目は、日本と世界各国を比較し、グローバルに捉える視点。3つ目は、現在の社会の実態に至るまでの経緯をもとに、権利について動的に捉える視点である。</p> <p>授業を構成していく上で、これらの視点が往還され、探究を深めていくことの重要性が実践を通して明らかとなった。</p>
<p>15. 学びの軌跡(児童生徒の反応、感想文、作文、ノートなど)</p>	<p>1. 第1時で表出した疑問点</p> <p>第1時では、子どもの権利条約に関する年表や資料をもとに、疑問点をJamboardに貼らせた(※2)。それらの疑問点は大きく3つに類型化することができた(※3)。これらの疑問点をもとに、単元の問いや資料等を改善し、授業に臨むことができた。</p> <p>(※2の赤枠・白字部分)</p> <div data-bbox="810 1055 1445 1507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1時 Q. 「子どもの権利」という考えが出てきた理由について、疑問点を挙げよう。</p> <p>※2 第1時の生徒からの疑問点の例</p> </div> <div data-bbox="810 1518 1445 2022" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①誰が子どもの権利の内容を決めているのか ②国連子供特別総会では何を話し合ったのか 事実的な疑問</p> <p>③日本の条約批准が遅かったのはなぜか ④世界の出来事と子どもの権利は何か関係があるのか 条約を取り巻く状況に関する疑問</p> <p>⑤パキスタンは子どもの権利を守っているのか ⑥戦争でどうして子どもが巻き込まれているのか 現在の実態</p> <p>※3 生徒からの疑問点の3つの分類</p> </div>

	<p>2. 性の多様性を踏まえた学校制服のあり方に関する生徒の意見</p> <p>グループから表出した意見の中で、性の多様性をふまえた意見は、以下の3つであった。</p> <div data-bbox="418 389 754 640" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 私服も許可</p> <p>2. 女子のズボン・男子のスカートも可</p> <p>3. 男女共用の制服 (ズボンのみにする)</p> </div>  <p>※4 本時（第5時）のグループ活動で表出した意見</p> <p>具体性や意見の根拠が乏しい意見も多く見られた。</p> <p>短時間での話し合い活動や考える情報量の多さ、性的少数者に関する理解度の低さなどが要因ではないかと感じた。</p>
<p>16. 授業者による自由記述</p>	<p>題材を設定するにあたり、まず公民的分野のどの単元で実践を行うかで悩んだ。しかし、実践を終えて感じたことは、政治や経済に関わらず、いずれの単元においてもグローバルな視点や歴史的な経緯をもとに考察を行っていくことが重要だということである。「第5章 地球社会と私たち」といった内容そのものが国際的な題材にとどまらず、一見すると日本のことを学習するような題材でも、世界と比較し、日本の当たり前を一般化し過ぎず、広い視野から考察・評価していく習慣を子どもたちに身に付けさせたい。また、国内だけを見ても多様な地域、宗教、文化があり、国際理解だけでなく、異文化理解の観点で事象を捉えていくことも社会科教員として大切にしたい。</p> <p>教材の準備段階では、資料の作成に大きく時間を取られた。世界に学校制服がある国はどの程度あるのかを調べようとしても、インターネットや本からは見当たらず、個別の国の一般的な実態を制服会社の情報をもとに制作することとなった。こうした資料作成の難しさは社会科教員の抱える大きな課題であり、国際理解教育においても作成した資料等を共有し、改善していける仕組みがあると良いと感じた。</p> <p>終わりに、授業実践にあたり題材設定や指導案作成についてご指導頂いた同志社女子大学名誉教授 藤原孝章氏、単元構成や資料作成についてご示唆下さった山口大学名誉教授 吉川幸男氏、またこのような研修の場を提供して下さいました JICA 地球ひろばの皆様へ感謝の意を表します。</p>

参考資料：

「ユニセフ活動の手引き」公益財団法人 日本ユニセフ協会
 「みんなで知りたい LGBTQ+ ④多様性の歴史を学ぼう」文研出版
 「世界中の子どもの権利をまもる 30 の方法 だれひとり置き去りにしない！」合同出版株式会社
 「多様性に対応した制服について」山口菅公学生服株式会社
 「https://twoucan.com/profile/akashi_suc」明石スクールユニフォームカンパニー

LGBTQ+

L レズビアン
Lesbian
身体の性は女性、心の性も女性、
恋愛対象は女性

G ゲイ
Gay
身体の性は男性、心の性も男性、
恋愛対象は男性

B バイセクシュアル
Bisexual
たとえば身体の性が女性なら、
心の性も女性、
恋愛対象は女性と男性の両方

T トランスジェンダー
Transgender
身体と心の性に違和感がある。
恋愛対象は異性と同性どちらか、
または両方の場合がある

Q クエスチョニング
Questioning
心の性や恋愛対象が揺れ動いたり定まらな
かったりする。また、どちらかに決めたくない、
わからないなど特定の枠にはまらない

※「Q」は、性的マイノリティの総称として用いられる「クィア(Queer)」を意味する場合
があります。
出典：法務省(2022年9月制作)

性の多様性の問題について 対策を考えよう



LGBTQ+の人が、学校生活で不便 に感じることは何だろう？

性の多様性に関する学校での支援例

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす



マレーシアの制服



宗教の多様性に対応した制服

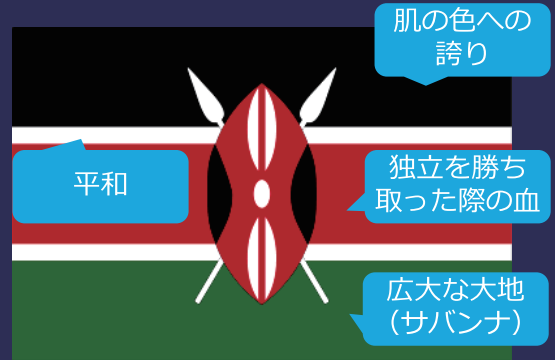
アメリカの制服



ケニアの制服



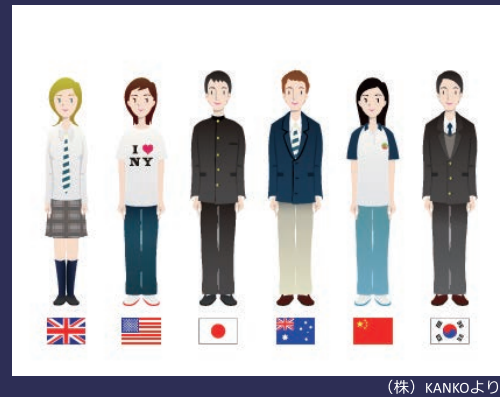
ケニアの国旗



韓国の制服



世界6カ国の学生服



Q.性的少数者の人々がより生きやすい社会にしていけるために必要なことは何だろう？



LGBT理解増進法

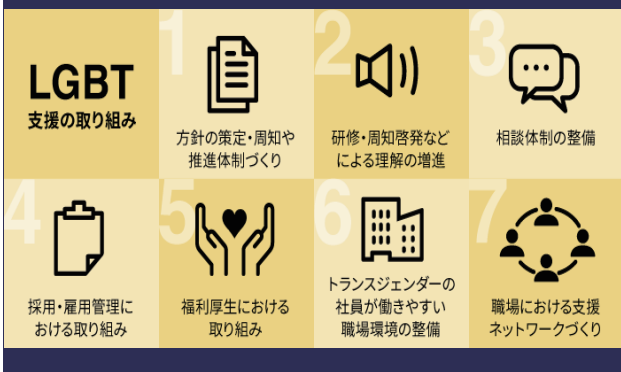
■ LGBT理解増進法とは

国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める法律

基本理念	性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない
政府に求められること	基本計画や指針の策定 / 施策実施状況の公表 / 学術研究の推進知識の普及。 / 相談体制の整備。 / 中央省庁の連絡会議の設置
企業に求められること	研修の実施。 / 普及啓発。 / 就業環境の整備。
学校に求められること	教育や啓発。 / 教育環境の整備。 / 相談機会の確保。

※は努力義務規定

LGBTへの支援事例



多様性・LGBTQに関する資料

資料1 LGBTQとは

L Lesbian
身体の性は女性、心の性も女性、恋愛対象は女性

G Gay
身体の性は男性、心の性も男性、恋愛対象は男性

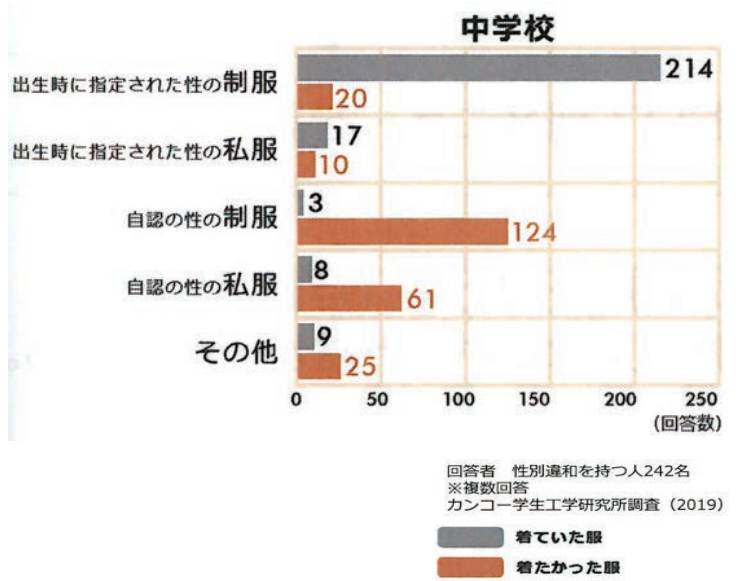
B Bisexual
たとえば身体の性が女性なら、心の性も女性、恋愛対象は女性と男性の両方

T Transgender
身体と心の性に違和感がある。恋愛対象は異性と同性どちらか、または両方の場合がある

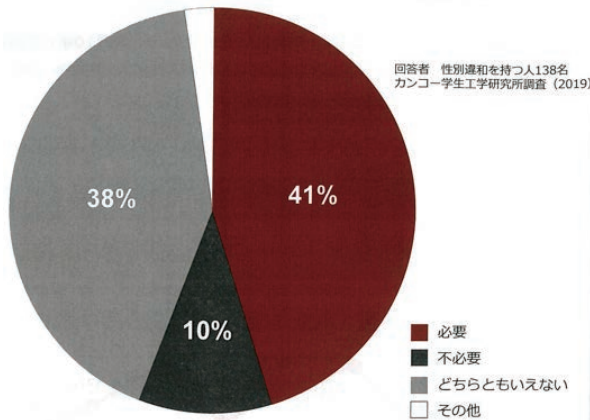
Q Questioning
心の性や恋愛対象が揺れ動いたり定まらなかったりする。また、どちらかに決めたくない、わからないなど特定の枠にはまらない

※「Q」は、性的マイノリティの総称として用いられる「クィア(Queer)」を意味する場合があります。
出典：法務省(2022年9月制作)

資料2 性別違和をもつ人が学生時代にきていた服、着たかった服



資料3 制服は必要と思うかに関するアンケート(回答者:性別違和をもつ人)



資料4 仁保中学校の制服(2023年度~)



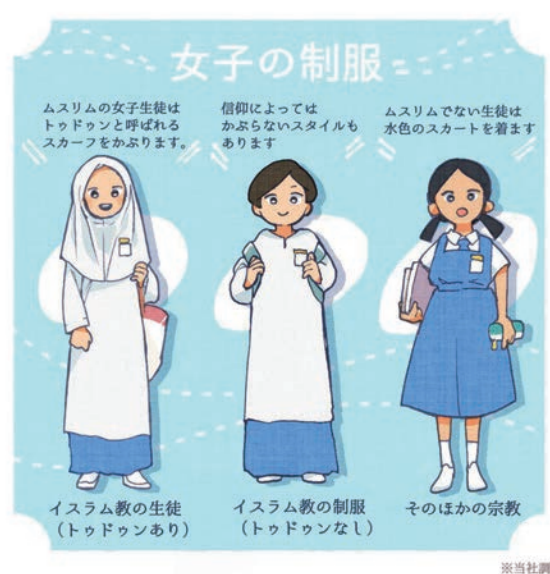
(株) KANKO 資料より

資料9 多様性に関する主な歴史

年代	世界のできごと	日本のできごと
1969年	ストーンウォールの反乱 ※1	
1972年	スウェーデンが世界で初めて性別変更を認める法を整備	
1978年	サンフランシスコのパレードにレインボーフラッグが登場 →以後、80~90年代に欧米に広まる	
1985年		男女雇用機会均等法が制定される
1999年		男女共同参画社会均等法が制定される
2001年	オランダで同性カップルの結婚が世界で初めて実現	
2004年		性同一性障害特例法が施行される
2019年	台湾で同性婚が認められる(アジア初)	→要件を満たす人の性別変更が可能になる
2023年		LGBTQ理解増進法が制定される

※1 ニューヨークのゲイバーで警察の取り締まりに対してLGBTQ+の人々が立ち上がった事件。
→事件後、LGBTQ+当事者が差別撤廃や権利獲得をめざす運動が全米に広がっていった。

資料6 マレーシアの制服（明石スクールユニフォームカンパニー調べ）



資料7 アメリカの制服※近年、制服を導入する学校が増加（明石スクールユニフォームカンパニー調べ）



資料8 ケニアの制服（明石スクールユニフォームカンパニー調べ）

